

2026 年 7 月 27 日

オーストラリア証券投資委員会（ASIC）による市中協議文書「プリヘッジに関する規制指針案」
に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）が2026年6月に公表した市中協議文書「プリヘッジに関する規制指針案」に対して、意見を提出する機会を与えられたことに感謝の意を表したい。我々の会員銀行の一部は、豪州支店等を通じて、豪州法域において市場参加者として豪州顧客向け業務を行っており、本規制指針は当該会員銀行の豪州関連業務に影響を及ぼし得る。本件の検討に当たり、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

【総論】

我々は、ASIC が「プリヘッジに関する規制指針案」の取りまとめを進めていることに敬意を表する。

公平な競争環境の維持のため、本規制指針は、現行の市場慣行およびプリヘッジに関する実務を十分に踏まえたうえで、既存の国際基準（FX Global Code 等）および IOSCO 最終報告書「Pre-Hedging」と整合すべきである。また、IOSCO 最終報告書「Pre-Hedging」において勧告として採用されなかった措置を本規制指針に含めることは慎重に検討すべきである。よって、以下を要望する。

- 本規制指針がプリンシプルベースであり、リスクベースアプローチおよび比例原則にもとづく運営が許容されることを明確化すること
- IOSCO 最終報告書「Pre-Hedging」の勧告を超えるベタープラクティス 3 を本規制指針に含めず、ベタープラクティス 1 および 2 については修正すること
- IOSCO 最終報告書「Pre-Hedging」と整合すべく、「在庫管理」の定義を修正し、あわせて「大口の特注取引」へ用語を統一すること
- 「大口」および「特注」への該否判断については市場参加者の合理的な判断に委ねることを明確化すること

【各論】

- ・市中協議文書の設問 B1

We propose to give guidance that:

- (a) explains what market participants should do to comply with key obligations;
- (b) sets out conduct that clients should expect of those market participants; and
- (c) aligns with the recommendations in the IOSCO pre-hedging report.

既存の国際基準および IOSCO 最終報告書「Pre-Hedging」と整合するため、本規制指針がプリンシプルベースであり、リスクベースアプローチおよび比例原則にもとづく運営が許容されることを明確化すべきである。他法域における規制と差異がある場合、公平な競争環境を歪める可能性がある。その結果、顧客は取引機会の逸失、流動性の低下、提示価格の悪化または執行遅延といった不利益を受け得る。

具体的には以下の修正が必要不可欠である。

- 本規制指針に記載された各措置、考慮要素および例示（プリヘッジ戦略の合意、プライシングコールのタイミング調整、物理的・電子的な情報統制、取引ごとの開示および取引後の開示、ダークルームの設置、正確な記録等）がプリンシプルベースであり、リスクベースアプローチおよび比例原則にもとづく運営が許容されることを明確化すること
- IOSCO 最終報告書「Pre-Hedging」と整合すべく、RG 000.22 の「Inventory management occurs when you are not acting in response to a specific inquiry and information about an anticipated client transaction.」を「Inventory management occurs when you are not acting in response to a specific inquiry from a client.」へ修正すること

・市中協議文書の設問 B2

We have identified three observed better practices that extend beyond IOSCO's recommendations: see page 10. We are seeking feedback on whether to include these practices in our guidance.

既存の国際基準および IOSCO 最終報告書「Pre-Hedging」と整合するため、ベタープラクティス 1～3 を見直すことが望ましい。ベタープラクティス 1～3 の内容は、IOSCO 最終報告書「Pre-Hedging」の勧告を超えており、他法域における規制と明確な差異が生じる可能性が高い。他法域における規制と差異がある場合、公平な競争環境を歪める可能性がある。その結果、顧客は取引機会の逸失、流動性の低下、提示価格の悪化または執行遅延といった不利益を受け得る。

具体的には以下の見直しが必要不可欠である。特に、ベタープラクティス 3 について、すべてのプリヘッジの特定、および在庫管理を含む他の取引活動との区別は実務上困難である。

- ベタープラクティスがプリンシプルベースであり、リスクベースアプローチおよび比例原則にもとづく運営が許容されることを明確化すること
- ベタープラクティス 3 を本規制指針に含めないこと
- ベタープラクティス 1 および 2 は「大口の特注取引」のみを対象とするよう修正すること
- 「大口」および「特注」への該否判断については、取引規模、市場流動性、商品特性および取引条件の個別性等を踏まえた市場参加者の合理的な判断に委ねることを明確化すること
- 「複雑」の用語は、市場参加者間で一般的な定義や共通認識がなく、解釈の不一致を招くおそれがあるため、IOSCO 最終報告書「Pre-Hedging」と整合すべく、「大口の複雑取引」等を「大口の特注取引」へ修正すること

以上